

付属資料

1 用語解説

《か行》

介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者の自立支援に向けて、利用者の身体状況等に応じたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう介護保険サービス事業者等との連絡調整を行います。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のため、医師、歯科医師、薬剤師などが要支援1または2の認定を受けた方（要支援認定者）の家庭を訪問して、医療的な指導を行うサービスです。

介護予防支援

地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身状況や生活目標など個別に対応した介護予防プランを作成します。

介護予防住宅改修

要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。

介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援認定者の心身の状況や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練などを受けることができます。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援認定者が、保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、機能訓練などを受けることができます。

介護予防通所介護（デイサービス）

要支援認定者が、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション活動などを通じて介護予防支援を受けることができます。運動器の機能向上トレーニング、口腔機能向上のための指導、栄養指導などは、選択的メニューとして実施されます。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援認定者が、医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等心身機能の維持・向上のための介護予防支援を受けます。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要支援認定者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の援助、その他の生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の支援を行うサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要支援高齢者が共同生活を通じ、食事・入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援、機能訓練などを受けられるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症の要支援認定者が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

介護予防福祉用具貸与

要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行います。

介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、身の回りのこと、炊事、掃除、洗濯などの家事をできる限り本人主体で行うことができるよう援助する要支援認定者に対するサービスです。

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが、主治医との連携のもとに、自宅における健康チェックや健康管理指導などを行う、要支援認定者のための介護予防サービスです。

介護予防訪問入浴介護

要支援認定者の心身状況と衛生状態の維持・向上のため、入浴の支援を行います。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが要支援認定者の家庭を訪問して、介護予防のためのリハビリテーションを行います。

介護療養型医療施設（療養型病床）

急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者などが入院します。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスが利用できます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割が一層期待されています。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有し、医療ニーズの高い要介護者を対象に提供するサービスです。

居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護1から5の認定を受けた方（要介護認定者）に対して提供するサービスです。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

《さ行》

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格です。社会福祉士は高齢者・障がい者や介護家庭に対して適切な相談援助を行う社会福祉の専門家です。

住所地特例

介護保険制度では、被保険者は住所地の介護保険被保険者となることが原則ですが、介護保険施設等に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者になります。介護保険料は前住所地に支払います。

住宅改修

要介護認定者に対し、住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。

小規模多機能型居宅介護

要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

《た行》

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間施設に宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間施設に宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

地域支援事業

住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業です。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されます。

地域包括ケア会議

地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的に、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題や地域に共通した課題等を分析して、課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを検討し、高齢者保健福祉計画への反映などの政策形成につなげます。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを、継続的に、切れ目なく一体的に提供できるような体制です。

地域包括支援センター

包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核拠点施設として、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員29人以下の特別養護老人ホームに入居（所）している要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。

（介護予防）地域密着型サービス

要支援・要介護者が、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、日常生活圏域で提供されるサービスです。市町村が事業者の指定や、指導・監督を行います。サービスの利用は、原則として当該市町村の居住者に限定されます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに日帰りを通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設や介護老人保健施設などに日帰りを通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報により、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービスです。

特定介護予防福祉用具購入

要支援認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。

特定介護予防福祉用具販売

要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護認定者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の介護、機能訓練・療養上の介護を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。

特定入所者介護サービス費

介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）や短期入所サービスを利用した際に、低所得者のための食費、居住費（滞在費）の減額制度に基づいて支給されるものです。介護保険施設の食費（滞在費）については、原則として自己負担となっています。

特定福祉用具購入

要介護認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。

特定福祉用具販売

要介護認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。

《な行》

日常生活圏域

総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアの支援を担う中核機関としての地域包括支援センターの設置や地域密着型サービスの整備を進める際の単位です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動等を考慮し設定されます。人口規模では概ね2～3万人です。

任意事業

地域支援事業の1つです。介護保険法の趣旨に沿って市町村が独自に取り組む事業です。逗子市では在宅高齢者紙おむつ等支給事業や福祉配食サービス事業等を行っています。

認知症ケアパス

認知症の人が、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れです。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人です。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ります。オレンジ色のリストバンドが、認知症サポーターの印です。

認知症初期集中支援チーム

初期の段階で医療と介護との連携のもと、認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行うものです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護認定者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。

認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症の要介護認定者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練を受けることのできるサービスです。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談事務等を行います。

《は行》

徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等を介護している家族が事前に情報を登録し、徘徊などにより行方不明になった場合には、警察や地域包括支援センター等の関係機関が連携し、高齢者の早期発見・保護を図るものです。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者です。

福祉用具貸与

要介護認定者に対し、車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行います。

包括的支援事業

地域支援事業の1つ。高齢者の生活を支えるための地域拠点として地域包括支援センターを設置し、医療・保健・福祉サービスと連携を図り、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行うものです。

訪問介護

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、医療的処置などのケアや在宅での看取りの支援を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う事業のうち、寝たきりなどの要介護認定者が利用するサービスです。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。

《や行》**夜間対応型訪問介護**

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護認定者がホームヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。

有料老人ホーム

高齢者を対象に、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の支援を行う施設です。設置者ではない外部の事業者が委託を受けてサービスを提供している施設も対象に含まれます。

養護老人ホーム

心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、また、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施設です。この施設への入所は、市町村による措置の決定に基づいて行われます。

2 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会

1 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項及び逗子市介護保険条例(平成12年逗子市条例第8号)第2条に規定する介護保険事業計画を一体とした逗子市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)の策定、進行管理等に際し、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市高齢者保健福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 介護保険サービスの関係者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員

2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、高齢者保健福祉計画の策定等について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会名簿

平成27年3月31日現在（敬称略）

【参加者】

	ふりがな 氏 名	選 出 団 体 等
1	かわしま ほしみ 川島 星美	公募市民
2	のむら ようこ 野村 陽子	公募市民
3	おしかわ てつや 押川 哲也	社会福祉法人 地域福祉協会 逗子ホームせせらぎ
4	いしい かずみ 石井 和美	社会福祉法人 百鷗 逗子清寿苑
5	たけえ ともこ 武江 友子	社会福祉法人 湘南愛心会 逗子杜の郷
6	たにだ みちはる 谷田 通春	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会
7	たかつ けいいち 高津 恵一	逗子市民生委員児童委員協議会
8	くまさか きよこ 熊坂 清子	ズシップ連合会
9	さこ しゅういち 迫 秀一	神奈川県鎌倉保健福祉事務所

【アドバイザー】

	ふりがな 氏 名	選 出 団 体 等
1	あきやま けいじ 秋山 薊二	関東学院大学教授
2	あきま れいじ 秋間 禮二	社団法人 逗葉医師会
3	まつおか あきら 松岡 晃	一般社団法人 逗葉歯科医師会
4	やまざき みつこ 山崎 光子	公益社団法人 神奈川県看護協会

3 開催状況

回	日程	議事
1	平成26年7月31日(木)	(1) 第5期高齢者保健福祉計画の進行管理について (2) 総合計画後期実施計画事業の進行管理について (3) 第6期高齢者保健福祉企画の改定方針(案)について (4) 逗子市高齢者保健福祉計画改定スケジュールについて (5) 高齢者の現状と課題について (6) 日常生活圏域の設定について (7) 第1回地域包括ケア会議の報告 (8) 逗子市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例(案)等の設定について (9) その他
2	平成26年8月29日(金)	(1) 第6期高齢者保健福祉計画における基本理念等について (2) 第6期計画期間中の施設の整備方針(案)について (3) その他
3	平成26年10月10日(金)	(1) 第6期事業計画(案)について ①基本目標1 地域包括ケア体制の推進 ②基本目標2 生きがい・介護予防施策等の推進 ③基本目標3 認知症施策の推進 (2) その他
4	平成26年11月4日(火)	(1) 第6期事業計画(案)について ①基本目標4 介護保険サービスの充実 ②基本目標5 高齢者の多様な住まい方の充実 (2) 給付・保険料の見込みについて (3) その他
5	平成26年12月5日(金)	(1) 逗子市高齢者保健福祉計画素案について (2) パブリックコメント及び市民説明会について (3) 在宅介護支援センター条例の廃止について (4) その他
6	平成27年2月10日(火)	(1) 逗子市高齢者保健福祉計画案について (2) パブリックコメントの実施結果及び結果反映について (3) その他

逗子市高齢者保健福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

発行 逗子市

編集 逗子市福祉部介護保険課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話046-873-1111 (代表) / ファックス046-873-4520